



# 大阪市北区地域福祉計画

【 中間見直し版 】



## ■地域福祉とは

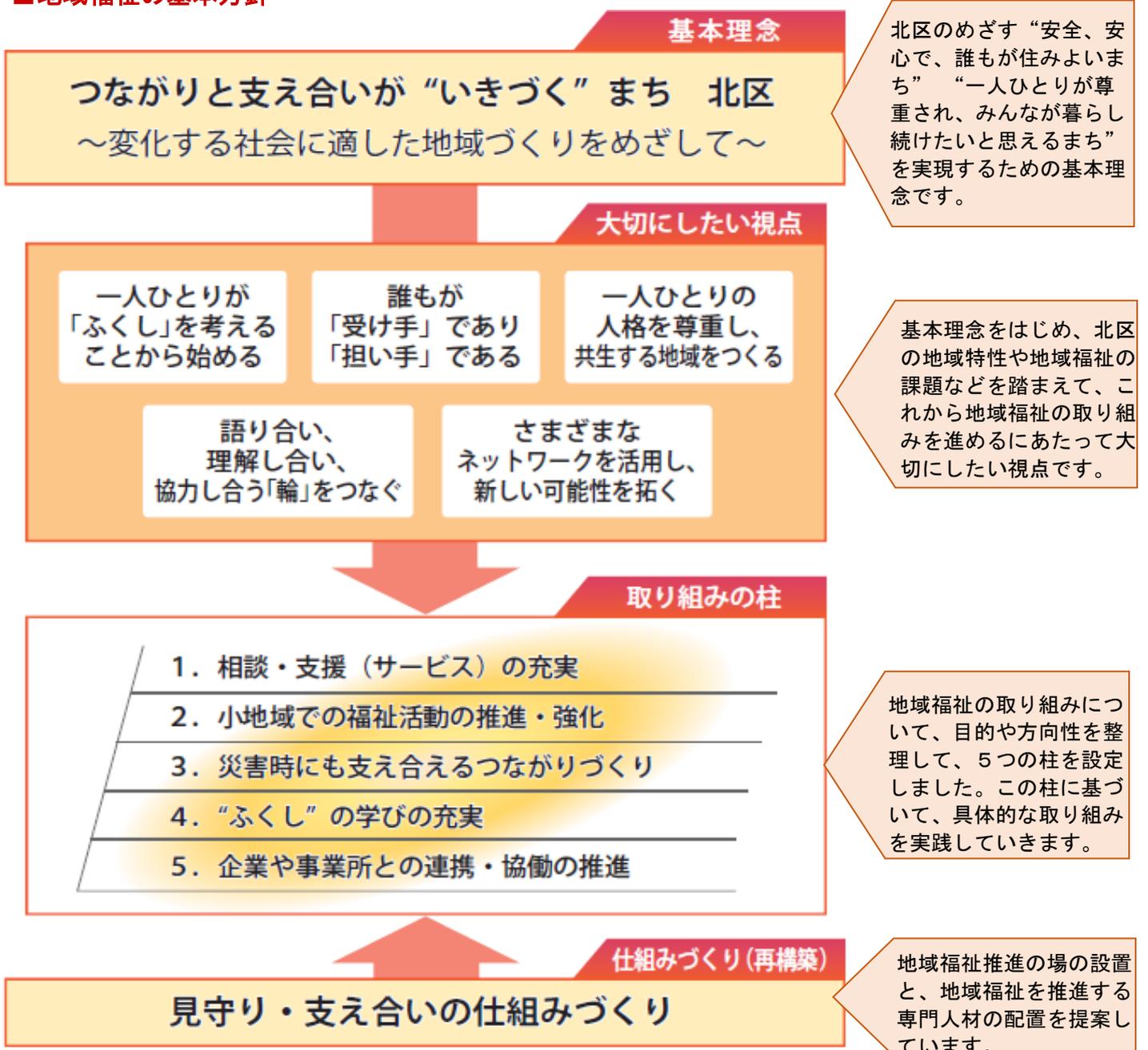
誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるすべての人が主役となり、力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

## ■大阪市北区地域福祉計画について

地域福祉の取り組みの推進に向けて、従来までの取り組みを停滞させることなく、区民にもっとも身近な行政機関である北区役所が、地域福祉を推進するための基盤や仕組みづくりをまとめています。

この計画に基づいて、区民一人ひとりの人格を尊重し、自分らしく生きることができる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めることとなります。

## ■地域福祉の基本方針



## ■地域福祉の展開

本計画では、取り組みの柱にに応じて、次のような重点目標にむけて取り組みを進めています。従来から北区役所や北区社会福祉協議会で取り組んでいるもので、継続して取り組むべき事業については、これらの取り組みと連動して実施しています。



取り組みの柱	重点目標
1. 相談・支援(サービス)の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「まちともサービス」による生活支援サービスの充実</li><li>◆生活困窮者のための自立相談支援機能の充実</li><li>◆コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉活動への支援の充実</li><li>◆専門的な相談・サービスの円滑な提供</li></ul>
2. 小地域での福祉活動の推進・強化	<ul style="list-style-type: none"><li>◆小地域福祉活動計画に基づく計画的・効果的な活動推進</li><li>◆地域での居場所づくりの充実</li></ul>
3. 災害時にも支え合えるつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地域での要援護者支援体制づくり</li><li>◆日常的な見守りの強化</li><li>◆災害ボランティアセンターの機能強化</li></ul>
4. “ふくし”の学びの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆学校・地域・企業・各種団体での福祉への理解促進</li><li>◆ボランティア活動の推進</li><li>◆地域理解と地域への愛着心の醸成</li></ul>
5. 企業や事業所との連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆企業や事業所とのネットワークの構築</li><li>◆企業と地域との連携の促進</li><li>◆ニーズに対応した福祉サービスの創出</li></ul>

## ■地域福祉推進計画の3年間の取り組みについて

作成中

## ■これから取り組むべき課題

## ■見守り・支え合いの仕組みづくり

5つの柱に沿った取り組みを実践していくために、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれ必要な専門人材の配置を進め、「見守り・支え合いの仕組み」を再構築します。

### <各レベルにおける再構築の内容>

#### 小地域レベル

概ね地域社会福祉協議会の範囲

- 地域における援護を要する人の把握
- 要援護者名簿
- 関係機関への取り次ぎ
- まちともサービスの支援
- 福祉ニーズの把握、掘り起こし
- 人材発掘

#### 地域レベル

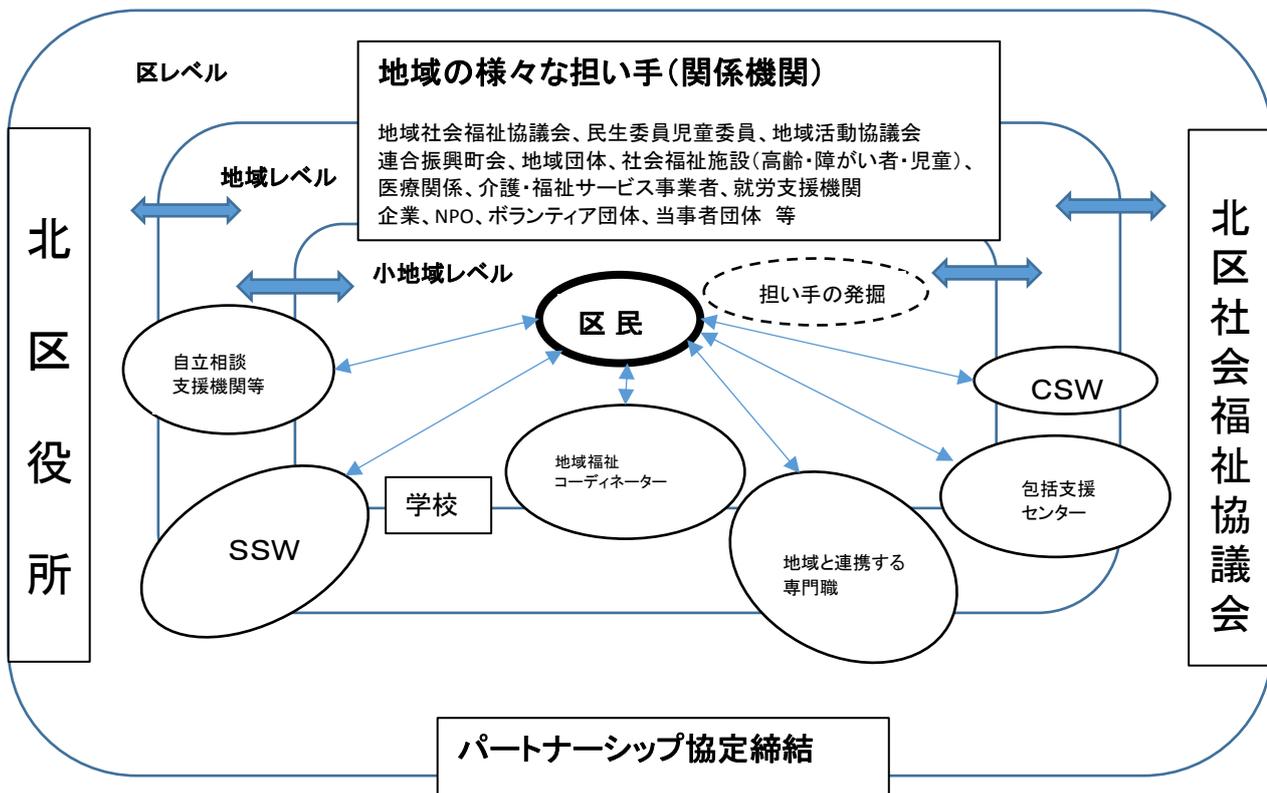
概ね中学校区の範囲

- 解決が困難な事例、個別支援機能の強化
- 民生委員・児童委員や関係機関との連携
- 「CSW」及び「SSW」との連携
- 「地域福祉コーディネーター」の支援

#### 区レベル 北区全域

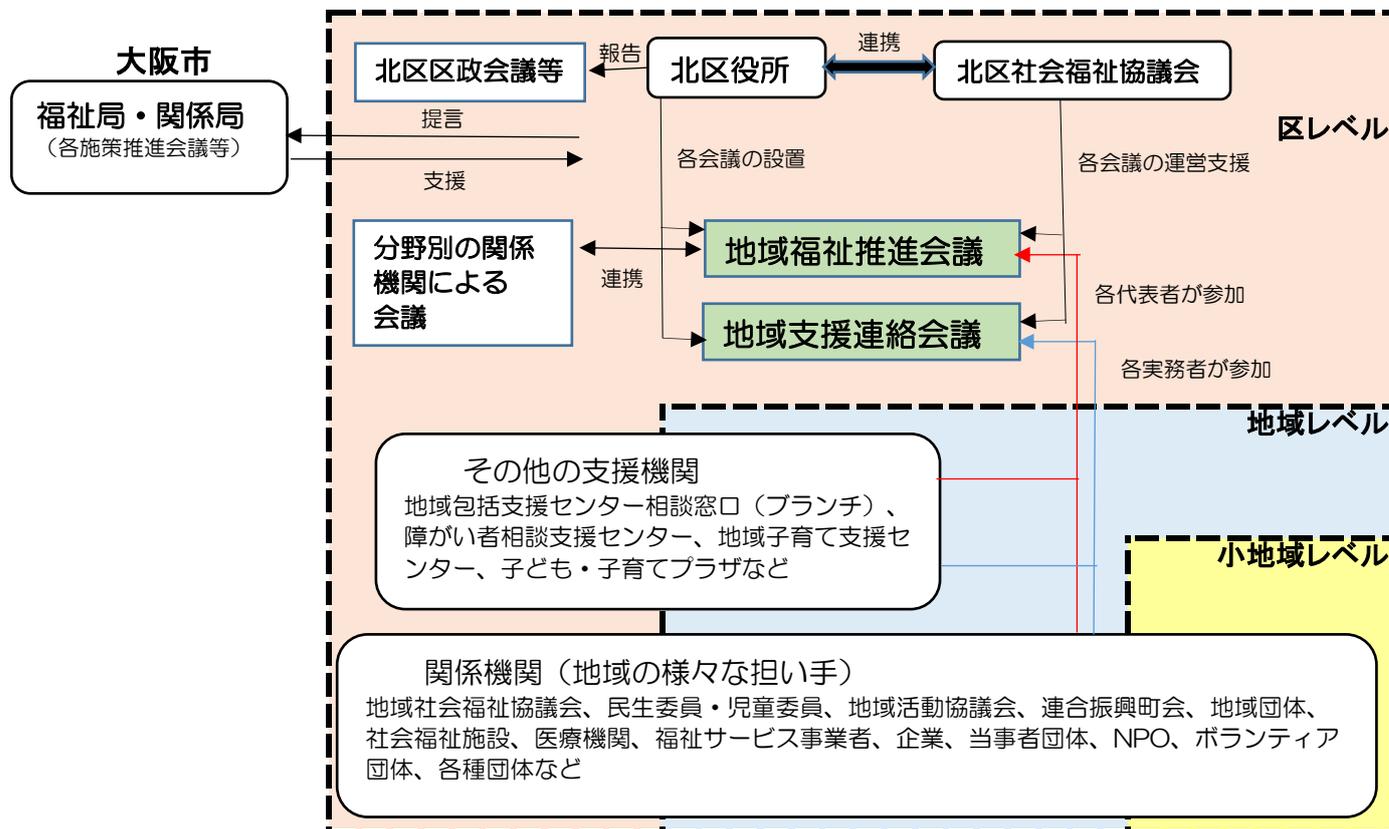
- 地域福祉計画の推進
- 地域課題・生活課題を集約し、共有する機能の強化
- 企業や事業所との連携促進と連携のための環境整備
- 地域福祉の担い手の発掘・養成の仕組みの構築
- 地域包括ケアシステムの構築を見据えた取り組み
- 既存制度やサービスの適用が困難な場合などに対応するサービス開発

### <相談支援体制>



<見守り・支え合いの仕組みの強化>

地域福祉推進会議	学識経験者、地域福祉関係機関等の代表者、スーパーバイザー、CSWが参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認</li> <li>●市関係局、区役所、区社協の各施策・事業に係る提言</li> <li>●PDCAの推進(計画の点検・見直し)</li> </ul>
地域支援連絡会議	地域福祉関係機関等の実務者、CSW等が参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小地域における取組内容の共有 (各小地域内で解決が困難な課題が生じた場合は、共同で対応策を検討)</li> </ul>



<会議体制>

施策ごとの個別ケース会議

- 要保護児童対策地域協議会 (児童)
- 地域ケア会議 (高齢)
- サービス担当者会議 (障がい)
- 支援調整会議 (生活困窮)

既存の仕組みでは解決できない支援困難事例に対し、施策横断的に関係機関が集う「総合的な見立ての場」を開催

施策横断的なケース会議

- ・行政が関係者を集める
- ・参加者は、主たる相談支援機関、CSW、地域の関係者(民生委員など)その事例に関係する機関に呼びかける。
- ・機能としては情報共有、支援の方針について話し合う、役割分担を行う。

(仮称) まるごとケア会議